

政治活動用事務所に掲示する立札及び看板に関する手引き

1 掲示できる立札及び看板の類の総数

下関市議会議員又は下関市長の選挙に係る公職の候補者等 1 人につき **6 枚**、同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて **6 枚**です。

2 掲示できる枚数

1 つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、通じて **2 枚以内**です。

(注) 当該選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たにに取り付けて掲示することはできません。

3 掲示できる場所

立札及び看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示しなければなりません。

(注) 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所（ガードレール等）に取り付けて掲示することはできません。

4 立札、看板の大きさ

長辺が 150cm かつ短辺が 40cm を超えないもので、縦、横どちらにして使用しても構いません。なお、立札、看板の類の規格は字句の記載される部分のみでなく、その下に足が付いている等の場合は、その足の部分等も含みます。

5 証票の表示

下関市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

(注) 証票は個人用証票と後援団体用証票の 2 種類があります。

6 異動の届出、証票の再交付申請、証票の返還の届出、変更の届出

事務所の異動 → 異動の届出（様式第 1 号、様式第 1 号の 2）

証票の紛失、破損 → 再交付の申請（様式第 2 号、様式第 2 号の 2）

証票の返還 → 返還の届出（様式第 3 号、様式第 3 号の 2）

事務所の所在地を変更した時等 → 変更の届出（様式第 4 号）

7 罰則規定

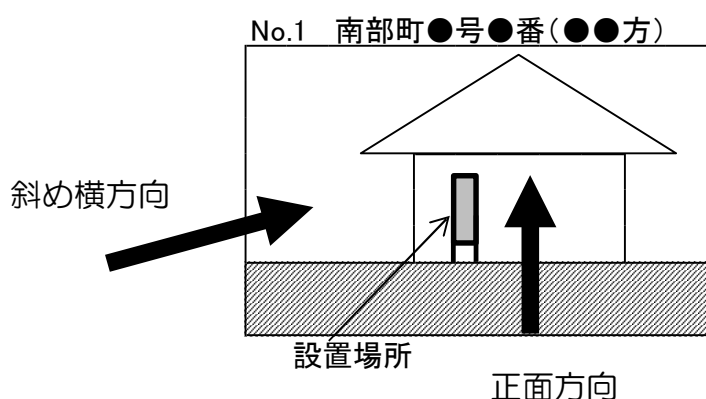
立札及び看板の類の数、大きさ、掲示場所又は証票の表示などに違反があった場合は、2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。

8 証票交付申請（添付書類）

証票交付申請書（個人用・団体用）には以下の資料を添付してください。

1 画像

- （１）設置する事務所（建物）と立札・看板等（設置予定箇所含む）が一枚の写真に収まるように２方向からそれぞれ１枚ずつ（計２枚）撮影してください。
- （２）２方向の内の１枚は遠景（１５～２０メートル程度）とし、事務所の入口と掲示場所が分かるように撮影してください。
- （３）設置箇所写真を整理したものをＡ４用紙に貼付又は印刷して、証票交付申請書とともに提出してください。次図は、参考例です。



- （４）設置予定の場合は、設置予定場所が分かるようにマジック等で表示してください。
- （５）新規に設置するものだけでなく、既に設置している立札・看板等（位置を移動せずそのまま使用する場合を含む）も現況の写真を提出してください。

2 地図等

- （１）設置箇所が分かる地図（ゼンリン地図又はインターネットマップ等）の印刷物に設置箇所が分かるように印を付けてください。